

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 堺市

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.7 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.1 %
全職員	81.2 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.4 %
本庁課長相当職	99.1 %
本庁課長補佐相当職	97.1 %
本庁係長相当職	96.4 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.8 %
31～35年	90.8 %
26～30年	92.0 %
21～25年	89.1 %
16～20年	89.8 %
11～15年	89.0 %
6～10年	90.7 %
1～5年	90.3 %

【説明欄】

○短時間勤務職員については、週当たりの勤務時間数を常勤の勤務時間数で割ることにより職員数を算出しています。また、時間額制の会計年度任用職員については対象から除外しています。

○地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき、その職務の複雑・困難・責任の度合いに基づく職務の級と勤続年数等により決定されます。同一の級・号給であれば、同一の額となり、性別により給与に差異が生じることはあ

りません。

○「男女の給与の差異」が生じている主な要因として、以下の３点が挙げられます。

- ①女性に占める役職者の割合が、男性に占める役職者の割合よりも低い。
- ②勤続年数の長い職員に占める女性の割合が、男性よりも低い。
- ③常勤職員以外の職員（会計年度任用職員等）に占める女性の割合が、男性よりも高い。

また、給与には各種手当が含まれますが、扶養手当を受給する職員が男性の方が女性より多い、時間外勤務手当の基礎となる時間外勤務時間数が男性の方が女性よりも長いといったことも要因となっています。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
管理的地位にある職員	24.0 %

【説明欄】

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
本庁部局長・次長相当職	29.5 %
本庁課長相当職	22.2 %
本庁課長補佐相当職	19.9 %
本庁係長相当職	32.2 %

【説明欄】

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	93.3 %
女性	102.3 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	100.0 %
女性	87.5 %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	1.3 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
1週間以上2週間未満	3.9 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
2週間以上1月以下	41.4 %	0.0 %	100.0 %	0.0 %
1月超3月以下	32.9 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
3月超6月以下	12.5 %	2.2 %	0.0 %	0.0 %
6月超9月以下	2.6 %	11.1 %	0.0 %	28.6 %
9月超12月以下	4.6 %	22.2 %	0.0 %	64.3 %
12月超24月以下	0.7 %	50.0 %	0.0 %	7.1 %
24月超	0.0 %	14.4 %	—	—

【説明欄】

○育児休業取得率については、国の算出方法に基づき集計しています。育児休業の取得年度と子の出生年度が一致しない場合があるため、年度によっては100%を超えることがあります。

○各区分の割合は端数処理（四捨五入）を行っているため、合計が100%とならない場合があります。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	10.0 時間／月
内部部局等以外	7.0 時間／月

【説明欄】

○令和6年度の数値は以下のとおりです。

内部部局等が9.8時間／月

内部部局等以外が7.3時間／月

ほぼ横ばいで推移しています。

VI 職員に占める女性職員の割合及び派遣労働者に占める女性労働者の割合

区分		令和8年度
全職員		46.7 %
	任期の定めのない常勤職員	37.4 %
	任期の定めのない常勤職員 以外の職員	67.7 %
派遣労働者		93.8 %
合計		47.4 %

【説明欄】

Ⅶ 職員の年次休暇等の取得日数の状況

i) 平均取得日数 ※20 日以上付与されたものに限る

区分	令和7年度
内部部局等	15.3 日
内部部局等以外	16.6 日

ii) 取得日数が5日未満の職員割合

区分	令和7年度
内部部局等	3.84 %
内部部局等以外	0.65 %

【説明欄】

--

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）
（学校園勤務の教職員）

特定事業主名：堺市教育委員会

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

* 給与には諸手当を含んでいる。（以下同じ。）

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	94.1	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.2	%
全職員	93.6	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
校長相当職	96.3	%
教頭相当職	97.4	%
主幹教諭・指導教諭相当職	96.9	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	89.7	%
31～35年	95.4	%
26～30年	89.7	%
21～25年	90.3	%
16～20年	91.1	%
11～15年	93.2	%
6～10年	94.7	%
1～5年	93.0	%

【説明欄】

○時間額制の会計年度任用職員については対象から除外しています。

○地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき、その職務の複雑・困難・責任の度合いに基づく職務の級と勤続年数等により決定されます。同一の級・号給であれば、同一の額となり、性別により給与に差異が生じることはありません。

○「男女の給与の差異」が生じている主な要因として、扶養手当について女性と比較して男性が受給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は約67%であることが挙げられます。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	26.6%

【説明欄】

○一定の女性登用は進んでいるが、全職員における女性比率が55.9%ということを考えると、改善が必要と考えます。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
校長相当職	26.3%
教頭相当職	26.8%
主幹教諭・指導教諭相当職	40.9%

【説明欄】

○役職が上がるほど女性比率が低くなっています。その中でも、教頭相当職から校長相当職において、差がでており改善が必要と考えます。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	50.5%
女性	99.3%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	— %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0.0%	0.0%	— %	— %
1週間以上2週間未満	0.0%	0.7%	— %	— %
2週間以上1月以下	16.3%	0.0%	— %	— %
1月超3月以下	24.5%	0.0%	— %	— %
3月超6月以下	20.4%	3.5%	— %	— %
6月超9月以下	14.3%	9.0%	— %	— %
9月超12月以下	18.4%	14.6%	— %	— %
12月超24月以下	6.1%	49.3%	— %	— %
24月超	0.0%	22.9%	— %	— %

【説明欄】

○男性は短期取得が中心（1か月から6か月程度）、女性は長期取得が中心（1年以上が多数）となっており、取得期間に明確な差が見られます。

V 職員の勤務時間の状況

事務職員等が正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
事務職員等	5.4時間／月

【説明欄】

○令和3年度の6.1時間に対し令和7年度は5.4時間に減少しました。

VI 職員に占める女性職員の割合及び派遣労働者に占める女性労働者の割合

区分	令和7年度
全職員	55.9%
任期の定めのない常勤職員	56.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	54.3%
派遣労働者	— %
合計	55.9%

【説明欄】

○比較的バランスはとれているが、女性比率がやや高めとなっています。

VII 職員の年次休暇等の取得日数の状況

i) 平均取得日数 ※20 日以上付与されたものに限る

区分	令和7年度
教職員	17.5 日

ii) 取得日数が5日未満の職員割合

区分	令和7年度
教職員	1.6%

【説明欄】

○ワーク・ライフ・バランス計画の目標値（16 日以上）は超えているが、取得日数が5日未満の教職員の割合は1.6%いる状況で、未達者がいることが課題です。